

運委参第 157 号
平成 25 年 7 月 26 日

富山地方鉄道株式会社
代表取締役社長 殿

運輸安全委員会
委員長 後 藤 昇 弘

富山地方鉄道株式会社上滝線小杉駅～上堀駅間における列車脱線事故
に係る勧告について

本事故は、反向する曲線につながる曲線の出口側緩和曲線において、レールの横方向への変位が事故発生の 2か月前より整備基準値を超えたままであり、またレール締結装置の締結管理がされず締結力が低下していたため、列車の走行に伴う横圧の作用により軌間が拡大し、列車の内軌側車輪が軌間に脱線したものと考えられる。

当委員会は、本鉄道事故の調査結果を踏まえ、輸送の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第 27 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第 2 項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

- (1) 軌道変位等については、測定を行い次第計画的に解析・評価するとともに、不適切な箇所の補修計画を立て、同箇所を速やかに是正するなど、軌道の整備・維持の管理態勢を確実に構築すること。
- (2) 貴社は、社内の「安全マネジメント委員会」を活用するなど経営管理部門が積極的に関与して、次の事項の取組計画を具体的に作成し、それらの実施状況を適切に管理すること。
 - ① 平成 20 年に発生した貴社の本線中加積駅構内列車脱線事故に対し、貴社が定めた再発防止対策の各項目
 - ② 軌道内の作業後における確認の徹底及び P C まくらぎの締結装置の締結管理、並びに上記(1)で構築した軌道の整備・維持の管理態勢